

令和7年第6回教育委員会定例会 議事録

日 時：令和7年4月3日（水）午後1時10分

場 所：香南市役所6階 604・605会議室

教育委員：三木守教育長、百田久範委員、中元啓恵委員、森本美穂委員、亀川孝志委員

事務局：坂本教育次長、小松(昌)学校教育課長、猪原こども課長、山崎生涯学習課長、
小松(泰)教育研究所長、田淵学校教育課長補佐、高崎学校教育課主査（記録）

議 題

議 事

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	専決報告第1号	香南市教育委員会の所管に属する機関の会計年度任用職員の任用について
日程第3	専決報告第2号	香南市教育委員会学校教育課指導主事の任命について
日程第4	報告第1号	学校医等の委嘱について
日程第5	報告第2号	香南市教育委員会行政組織及び事務局処務規則第8条第1項の表（学校教育課の所掌事務）の部教育総務係の項第13号の教育長が別に定める事務について
日程第6	議案第30号	香南市J E T招致外国青年任用規則を廃止する規則について
日程第7	議案第31号	香南市公民館運営委員会委員の委嘱について
日程第8	議案第32号	香南市中央公民館並びに香我美市民館及び夜須公民館利用規則の一部を改正する規則について
日程第9	議案第33号	香南市放課後子ども教室事業実施要綱の一部を改正する告示について
日程第10	教育長の報告	
日程第11	その他	

開会 午後1時10分

○教育長

ただいまから令和7年第6回の香南市教育委員会定例会を開会いたします。

議事日程はお手元に配付してあるとおりです。

まず、日程第1「議事録署名委員の指名」については、中元委員さんお願いします。

本日は、専決報告が2件、報告が2件、議案は議案第30号から議案第33号までの4件の議案を提案しますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

なお、詳細な説明は各議案等の審議の際に担当課より説明をいたします。

それでは、日程第2 専決報告第1号「香南市教育委員会の所管に属する機関の会計年度任用職員の任用について」を報告します。

次長より報告をお願いします。

○教育次長

専決報告第1号、「香南市教育委員会の所管に属する機関の会計年度任用職員の任用について」、香南市教育委員会教育長専決規定第1条の規定により専決処分をしたので報告いたします。

す。

提案理由としましては、香南市教育委員会の所管に属する機関の会計年度任用職員について、別紙のとおり、任用することとしましたので報告するものです。

2 ページからお願いいたします。

こども課、生涯学習課、学校教育課、3 課合わせまして、428 名の会計年度任用職員を任用しております。

説明は以上になります。

○教育長

説明が終わりましたので、本件についてのご意見やご質問はありませんか。

よろしいですか。

(全員異議なし)

○教育長

それでは、日程第 3 専決報告第 2 号「香南市教育委員会、学校教育課へ指導主事の任命について」報告をします。

次長より報告をお願いします。

○教育次長

はい。専決報告第 2 号です。

「香南市教育委員会学校教育課指導主事の任命について」、香南市教育委員会教育長専決規定第 1 条の規定により専決処分しましたので報告いたします。

次の 10 ページをお願いします。

香南市立野市東小学校の今井悠介教諭につきまして、学校教育課指導主事に任命いたしましたので、ご報告いたします。

報告は以上となります。

○教育長

はい。

今井さん、昨年まで研究所の方で研究員としておいでた方ですので、御存じだと思いますけど、今の説明報告について、何かご質問等ございませんか。

よろしいですか。

(全員異議なし)

○教育長

それでは次に、日程第 4 報告第 1 号「学校医等の委嘱について」報告をいたします。

次長より報告をお願いします。

○教育次長

はい。

追加議案書、本日お配りしました追加議案書の報告第 1 号、1 ページをお願いいたします。

報告第 1 号「学校医等の委嘱について」香南市立保育所、幼稚園、小・中学校の学校医等を委嘱しましたので、香南市教育委員会事務委任規則第 2 条第 2 項の規定により報告いたします。

提案理由としましては、香南市立保育所、幼稚園、小・中学校の学校医等について、別紙のとおり委嘱したので報告するものです。

任期は令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日の間です。

2 ページから 3 ページをお願いいたします。

令和 7 年度香南市立小中学校医及び幼稚園医等の一覧になります。

説明は以上になります。

○教育長

はい。本件についてご意見ご質問はありませんか。

○森本委員

よろしいですか。

去年より変わったところの先生がおいでたら教えていただきたいです。

昨年度と同様ですか。

○こども課長

まず、こども課の方から報告をさせていただきます。

表の中で、グレーで塗られているところが増えているところになります。

幼稚園、こども園、保育所の方につきましては、まず1番、香我美幼稚園でいいますと先生自体は変更がないんですけど、野市中央病院の方から先生が来てくださっていましたが、野市中央病院の方が医師の体制が整わないということで、3月まで野市中央病院の小児科で勤務をされておられました武田先生が4月以降は、個人として来て下さることになっております。

それと変更になっているところは、吉川みどり保育所です。昨年度までは正田内科の先生が来てくださっておりましたけれど、年齢的なこともあり、交代をしてほしいということで、4月以降は、おひさまこどもクリニックの北村先生が担当して下さることになっています。

こども課は以上です。

○学校教育課長

はい、学校教育課ですけれども、香我美小学校の薬剤師が高知大学付属病院薬剤部に変更になっています。

あと、香我美中学校も同様で、高知大学付属病院薬剤部の加藤さんの方に変わっております。

内科医、小学校の方は鈴木内科の中山先生の方になっています。野市東小学校の方は野市中央病院の方で大学病院の先生の方に来てもらうようになっています。

以上です。

○教育長

よろしいですかね。他に質問等ございませんか。

よろしいですか。

(全員異議なし)

次、日程第5 報告第2号「香南市教育委員会行政組織及び事務局庶務規則第8条第1項の表の部教育総務係の項第13号の教育長が別に定める事務について」について報告します。

次長より報告をお願いします。

○教育次長

はい。4ページをお願いします。

報告第2号「香南市教育委員会行政組織及び事務局庶務規則第8条第1項の表の部教育総務係の項第13号の教育長が別に定める事務」について、別紙のとおり定めましたので、香南市教育委員会事務委任規則第2条第2項の規定により、報告をいたします。

提案理由としましては、香南市教育委員会行政組織及び事務局庶務規則が令和7年4月1日付で改正され、教育総務係の所掌事務のうち「学校その他教育委員会が所管する施設に関すること(教育長が別に定める事務に限る。)」と規定されている事務について、令和7年4月1日付で定めましたので報告するものです。

5ページをお願いいたします。

教育長が定める事務につきまして、1番から8番まで定めております。

教育総務係に営繕担当を置きまして、1から8までの業務、主に各課がこれまで行っておりまして、施設の修繕及び工事を教育総務係の方で行うこととしております。

説明は以上になります。

○教育長

はい。

この件についてのご意見ご質問はありませんか。

よろしいですか。

(全員異議なし)

○教育長

なければ、次に、日程第 6 議案第 30 号「香南市 J E T 招致外国青年任用規則を廃止する規則」について議題とします。

担当課より説明をいたします。

○学校教育課長

「香南市 J E T 招致外国青年任用規則を廃止する規則」について、香南市 J E T 招致外国青年任用規則を廃止する規則を提出します。

提案理由は、外国語指導助手 (A L T) については、平成 23 年度から派遣委託業務として J E T プログラムを併用して、学校へ配置してきました。

令和 5 年 8 月 5 日をもって J E T プログラムを活用した A L T の任期満了に伴い、今後、派遣業務委託としたことから、本規則を廃止するものです。

各小学校及び保育所、幼稚園に勤務している外国人指導助手 (A L T) については、令和 5 年 8 月までは総務省の外務省、内務省の協力のもと、自治体国際協会が行ってる語学指導を行う外国人青年招致事業、J E T プログラムを利用してきましたが、利用するに当たり、事業主体が市町村になるので、香南市もこの本規則を制定して、令和 5 年 8 月まで A L T を任用してきました。

しかし、この J E T プログラムは、A L T の採用・配置・生活全般の指導等も市町村がサポートしていかなければならず、全て A L T を J E T プログラムで過去には任用してくれましたが、徐々に A L T のサポートをしてくれる派遣企業がどんどん出てくるようになり、そちらの方にどんどん移行していっていました。令和 5 年 8 月を最後に J E T プログラムの A L T が任期満了で終了したということで、今回このようなことから、この事業規則を廃止したいと考えております。

以上です。

○教育長

J E T プログラムからの移行というか、それに関してはこれまでもやってきたことで、説明を以前にもしておったことだというふうに思いますけども、ただいまの説明につきまして、何かご意見ご質問はありませんか。

○亀川委員

平成 23 年度からは派遣委託業務で行ってきたものを、令和 5 年から派遣業務委託の方にするという、その違い。派遣委託業務と派遣業務委託のいろいろ細かいところはいいとして、主にどういうところが違うのか、というところの説明をお願いしたいです。

○学校教育課長

J E T プログラムと派遣業務委託の違いだと思います。

今までは J E T プログラムしか最初無かったと聞いています。A L T を公募するにあたって。それが、この規則を使って先ほども申し上げたように採用・配置・生活全般の指導等を行ってきたということで、国が後々、派遣、企業が A L T の生活現場の指導、採用、配置なんかも引き受けてくれる派遣企業が出てきて、市としても、そちらの派遣業者に委託する割合が増えてきたということです。その違いです。

○森本委員

この提案理由も文章が、最初のところは、派遣委託業務と J E T プログラムを併用しているところで意味が分かるんですけど、両方使っていました。これを、以後っていう後ですけど、派遣業務委託としたことから、若干ちょっと分かりにくいんですか。

派遣委託業務のみで行うこととなるわけですね。

その辺りをもうちょっと分かりやすくすると、2 つ使ってたのがこれに、これからなります。

○学校教育課長

現在、派遣業務委託のみとなったということです。

○森本委員

その辺り、ちょっと今あれですけども、ちょっと分かりにくいかなと思いました。

○教育長

他、ございませんか。

○百田委員

派遣業者、関連企業、どういう形で選んでいますか。

○学校教育課長

プロポーザルを行って、決めております。各業者が、プレゼンをします。企画提案資料をもとにプレゼンをして、選定員が業者を選定するという事です。

○教育長

少し補足します。

もともと、さっき課長の説明の中では、ALTについてはJETプログラムのみっていう話があったんですけど、香南市はそういうあれかもしれませんが、県下的に言えば、いろいろもともとあって、大きな違いは、さっきの説明の中にあったんですけども、JETの場合は、どこに住んでもらうとか、それで例えば体調が悪くなったりとか、今日お休みしますとか、そんなふうなことのお世話、そこらあたりも全部、市の教育委員会の方が間に入ってという形でずっとやってきてたのが、そのまま委託業者の方にお任せすると、その日学校休むとか、あるいはその病院に行くとか、いうふうなことなんかについても。

それから、研修ですね、そういうふうなところなんかについても全部、委託業者が全部一括してやっていただけるので、学校と本人との間に入るのが、業者が入るのか、教育委員会が入るのかの違いが1番大きくて、教育委員会が入ったときに英語ができるものばかりじゃないので、そこで英語のできるものが、間に入って動ける日であれば、大丈夫なんですけど、そうでなければ、このALTも必ずしも皆さんが、日本語ができる方に当たるとも限らないので、そこらあたりの調整が委託業者の方に全部お任せできる形になったというのが1番大きな違いで、子どもたちにとって、この方が、ALTが入ることでの大きな格差っていうのは、これはもう正直、属人的なことの格差の話であって、どちらから来ていただくかということについての格差はないというのが実態です。

よろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○教育長

では、採決を行います。

議案第30号「香南市JET招致外国青年任用規則を廃止する規則について」は承認するという事でご異議ございませんか。

(全員異議なし)

○教育長

ご異議ないようですので、議案第30号は承認することと決定しました。

続きまして、日程第7 議案第31号「香南市公民館運営委員会委員の委嘱について」を議題とします。

担当課より説明を行います。

○生涯学習課長

本日お配りした追加の議案書でお願いします。6ページ、7ページになります。

議案第31号「香南市公民館運営委員会委員の委嘱について」、香南市公民館運営委員会委員の委嘱について承認を求める。

提案理由、香南市公民館の設置及び管理に関する条例第11条に基づき、別紙の者に公民館運営委員会委員を委嘱するものです。

任期は令和7年4月1日から令和8年3月31日です。

7ページをご覧ください。

人事異動を伴いまして、夜須支所長の名前が変わりました。そのことに伴いましての変更になります。

本来ならば、令和6年の4月1日から令和8年の3月31日の2年間の任期というふうになっ

ておりますが、この方、伊藤正和さんは、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年というふうになっております。

説明は以上です。

○教育長

説明が終わりました。

本件について、ご意見ご質問はありませんか。

よろしいですか。

○各委員

はい。

○教育長

質問がなければ決裁を行います。

議案第31号「香南市公民館運営委員会委員の委嘱について」は承認するということでご異議ございませんか。

(全員異議なし)

○教育長

ご異議ないようですので、議案第31号は承認することに決定しました。

続きまして、日程第8 議案第32号「香南市中央公民館並びに香我美市民館及び夜須公民館利用規則の一部を改正する規則について」を議題とします。

担当課より説明をお願いします。

○生涯学習課長

はい。続けて、8ページ、9ページをお願いします。

「香南市中央公民館並びに香我美市民館及び夜須公民館利用規則の一部を改正する規則について」、香南市中央公民館並びに香我美市民館及び夜須公民館利用規則の一部を改正する規則を提出する。

提案理由、香南市中央公民館木工室の利用時間を他の研修室等と同様の時間まで可能とする改正です。

次の9ページをご覧ください。

それとすいません今回、一緒になっております新旧対照表もお願いします。

第14条になります。「公民館の利用期間は」というところが、他の部屋については全部8時半から10時までを開放しておりますが、今まで「木工室のみ5時までとする」というふうに記載がございました。

今回改正するにあたって、ここの木工室を借りたいという団体もございます。それは、夜6時以降の教室を開くというふうに、町のほうも考えておりましたので、今回、同じく10時まで改定するというので、今回、この内容を削除する、ということをお願いしたいというふうに思っております。附則としまして、この規則による改正後は香南市中央公民館並びに香我美市民館及び夜須公民館の利用規則の規定は令和7年4月1日から適用するということをお願いしたいと思います。

説明は以上です。

○教育長

ちなみに、もともと5時であったことの理由って何かあったんですか。

○生涯学習課長

これは建築時から、木工室は職員の作業場として利用していました。

○教育長

公民館の建物にあるけども、職員が利用する場所。

○生涯学習課長

目的は違ってたんですけど、ずっと利用者がいなかったの、職員の作業目的として利用していた。野市町の図書館の方には、デッサンをするもの、石膏像をたくさん置いてました。それをこちらに、建築時に持ってくるという話もあったんですけど、当時その時でも、絵描きさ

んとかそういう方と連絡してもこちらで利用することはなかったです。つくったんですけども部屋としての利用はなくて職員が作業的なもので十分というところがあったので、そういうふうになっておりました。

今回、開放的にどの施設もということで、いろんな団体さんに声掛けさせてもらったら、幾つかの絵画の団体が、教室をやりたい方がいまして、木工室がちょうどということで、今後は、こちらを開放するというふうにさせていただきました。

○教育長

補足等もありましたけども、他質問ご意見ありませんか。

よろしいですか。

○各委員

はい。

○教育長

では、決裁を行います。

議案第 32 号「香南市中央公民館並びに香我美市民館及び夜須公民館利用規則の一部を改正する規則について」は承認するということでご異議ございませんか。

(全員異議なし)

○教育長

ご異議ないようですので、議案第 32 号については承認することといたします。

続きまして、日程第 9 議案第 33 号「香南市放課後こども教室事業の実施要綱の一部を改正する告示について」を議題とします。

担当課より説明をお願いします。

○こども課長

資料の 10 ページ、11 ページになります。

議案第 33 号「香南市放課後こども教室事業実施要綱の一部を改正する告示について」、香南市放課後こども教室事業実施要綱（令和 5 年教育委員会告示第 2 号）の一部を改正する告示を提出する。

提案理由、地域コーディネーターと他種別の業務負担量の違いから、金額の改正を行うもの。また、協働活動サポーターの金額を最新の高知県最低賃金に合わせることから、改正を行うものです。

説明につきましては、新旧対照表で行います。新旧対照表の 2 ページをお願いいたします。右側の旧の地域コーディネーターと協働活動リーダーの金額のところを見ていただきましたら分かりますように、同額になっております。

コーディネーターは、活動内容を考えたり、活動に必要な準備を行ったり、運営全般を担っておりまして、教育の実施日に活動に携わる協働活動リーダーとは業務内容が異なっております。コーディネーターの金額は、国が示します謝金の補助上限額は「1,480 円」ですので、今回「1,400 円」に改正をするものです。

あわせて、サポーターの金額につきましては、先ほど提案理由の方でも説明をいたしましたけれども、高知県の最低賃金に合わせるため「930 円」を「960 円」に改正を行うものです。

附則としましては、この告示は公表の日から施行し、この告示による改正後の香南市放課後こども教室事業実施要綱の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用するとしております。

説明は以上です。

○教育長

はい、説明が終わりました。

本件についてご意見ご質問はありませんか。

特にございませんか。

○各委員

はい。

○教育長

質問がなければ、採決を行います。

議案第 33 号「香南市放課後子ども教室事業実施要綱の一部を改正する告示について」は、承認するということでご異議ございませんか。

(全員異議なし)

○教育長

では、議案第 33 号は承認することに決定をいたしました。

では次に、日程第 10「教育長の報告議題」ということになりますけども、前回からそれほど実は日が経っておりませんし、その間に自分の方が何かに参加して報告と言ったこと等もありません。課の方から、課長の方からあればお願いをします。

○こども課長

こども課は特にありません。

○学校教育課

学教も特に。

○生涯学習課

生涯学習課からですが、公共施設の適正配置の関係で 4 月から赤岡町と 2 回目になりますが夜須町を回るように計画しています。日程やどういった話があったということは、まとめて報告させていただきます。

○教育長

はい。では、なければ先ほどの報告ほか等ございませんので、次の教育委員会の日程についての確認を行います。

○教育次長

はい。

次回、5 月ですけど、第 1 水曜日が 5 月 7 日になります。5 月 7 日で構いませんか。時間ですけれども 9 時から。今まで 9 時からが多かったのかなと思いますけど、時間的には 9 時からでも構いませんか。

○各委員

はい。

○教育次長

ありがとうございます。

そしたら、今回は 5 月 7 日水曜日の午前 9 時から開催したいと思います。

よろしくお願いします。

○百田委員

7 日は大丈夫ですけど。例年ですと、5 月の第 2 週か 3 週ぐらいから学校訪問が始まると思いますけど。7 日でも結構ですけど、早く分かれば。

○教育長

学校訪問は 7 日より手前でね。

○百田委員

5 月 10 何日が最初の学校訪問かな、例年。

○森本委員

出来たら分かり次第教えていただいたら。

○教育長

学校訪問はとにかく日程調整出来次第、先にお知らせをするということで。

他にございませんか。よろしいですか。

各委員

はい。

○教育長

なければ、以上で、令和 7 年第 6 回教育委員会定例会を閉会します。

どうもお疲れさまでした。

閉会 午後 1 時 4 7 分